

条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第 8 7 号～議案第 8 9 号)

令和 7 年第 1 回 (3 月) 川 口 市 議 会 定 例 会

令和7年第1回（3月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第	87号参考資料	川口市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第	88号参考資料	川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2
議案第	89号参考資料	川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3

議案第 87号参考資料

川口市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市印鑑条例（昭和49年条例第14号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（印鑑登録証明書の申請） 第15条 （略） 2 前条第3項及び前項の規定にかかわらず、<u>印鑑の登録を受けている者であって、</u> <u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）の交付を受けているものが、前項本文の規定による申請をしようとするときは、個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の提示をもって、登録証の添付に代えることができる。</u> （印鑑登録証明の拒否） 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録の証明をすることができない。 （1）登録証の提示がないとき（<u>第15条第1項の規定による申請があった場合に</u>限る。）。 （2）（略）	（印鑑登録証明書の申請） 第15条 （略） （印鑑登録証明の拒否） 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録の証明をすることができない。 （1）登録証の提示がないとき（<u>第15条</u>の規定による申請<u>を行う</u>場合に限る。）。 （2）（略）

議案第 88号参考資料

川口市景観形成条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市景観形成条例（平成19年条例第26号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（届出を要する行為） 第8条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為とする。 （1）次のア及びイに該当する土地の全部又は一部を、新たに屋外における資材（<u>土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）</u>、再生資源（<u>資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）</u>、<u>建築用の材料その他これらに類するものをいう。</u>以下この条において同じ。）の堆積の用に供すること。 ア・イ （略） （2）～（4）（略） 2・3 （略）	（届出を要する行為） 第8条 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為とする。 （1）次のア及びイに該当する土地の全部又は一部を、新たに屋外における資材（<u>川口市資材置場の設置等の規制に関する条例（令和3年条例第53号）第2条第3号に規定する資材</u> <u>をいう。</u>以下この条において同じ。）の堆積の用に供すること。 ア・イ （略） （2）～（4）（略） 2・3 （略）

議案第 89号参考資料

川口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市消防団員等公務災害補償条例（昭和32年条例第7号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（補償基礎額） 第6条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）（略） （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には、<u>9, 700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号_____に該当する扶養親族については<u>100円</u>_____を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>383円</u>を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （1）～（6）（略） 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達	（補償基礎額） 第6条 （略） 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 （1）（略） （2）消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害がある状態となった場合には、<u>9, 100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14, 200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき<u>217円</u>を、第2号に該当する扶養親族については1人につき<u>333円</u>_____を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 （1）～（6）（略） 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達

する日以後の最初の３月３１日までの間_____にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、
 １６７円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定
 による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第６条関係）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	<u>12,900</u> 円	<u>13,700</u> 円	<u>14,500</u> 円
分団長及び副分団長	<u>11,300</u>	<u>12,100</u>	<u>12,900</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700</u>	<u>10,500</u>	<u>11,300</u>

備考 （略）

する日以後の最初の３月３１日までの間（以下この項において「特定期間」とい
 う。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、
 １６７円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定
 による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表 補償基礎額表（第６条関係）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	<u>12,500</u> 円	<u>13,350</u> 円	<u>14,200</u> 円
分団長及び副分団長	<u>10,800</u>	<u>11,650</u>	<u>12,500</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100</u>	<u>9,950</u>	<u>10,800</u>

備考 （略）